

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ



毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

核家族の増加や近所付き合いが少なくなっている今、子育てに不安感や負担感をもつ保護者のストレスが、児童虐待の大きな要因になっているともいわれています。今回の特集では、私たちの地域における児童虐待の実態と、その現場でかわる方々の声を皆さんにお知らせします。市の未来を担う子どもたちの笑顔を守るため、地域全体で児童虐待を防止しましょう。

児童虐待なんて、 テレビの中の出来事

近年、マスコミ報道などで児童虐待のニュースを見ることが多くなりました。特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

一方で児童虐待はニュースの話であって、自分たちには関係のないものと思ってしまうか。実は、児童虐待は皆さんの身近な所でも起こっている問題なのです。

10年で約6倍

厚生労働省の発表によると、平成20年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数（速報値）は、前年度より5%増加した42万6千624件でした。児童虐待相談

対応件数は、調査を開始した平成2年度から18年連続で増加し続けており、10年前との比較では約6倍になっています。実際に、市や関係機関に寄せられる相談件数も年々増加しています。

まさか私が虐待をする？

子育ては楽しいことばかりではありません。『疲れがたまっていて、ついつい強くしかってしまっただ』こんなことは、親なら誰でも経験することではないでしょうか。

「虐待」という言葉は、非常にきつい言葉ですが、そもそも「虐待」とは何を言うのでしょうか。また、虐待が子どもの成長にどんな影響を与えるのでしょうか。





児童虐待ってどんなこと?

「しつけのつもり…」 「子どものため…」

児童虐待とは、親（または保護者）によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為です。たとえ親が「しつけ」だと思っていなくても、子どもに危害が及んでいれば、それは虐待です。

虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類に分類されるのが一般的ですが、暴力と暴言や脅し、性的暴行と暴力や脅しなど、複数の種類が複雑に絡まり合って起こる場合もあります。

心理的虐待

言葉による暴力や差別など、子どもを心理的に傷つける行為です。その結果として、強いおびえ・不安・うつ状態、無表情・強い攻撃性などの神経症が表れることがあります。

- 大声や脅しなどで恐怖に陥れる
- 無視や拒否的な態度を取る
- 自尊心を傷つける言葉を繰り返し使い傷つける など

身体的虐待

子どもの身体に危害を加え、健康や生命に危険を及ぼす行為で、ひどい場合には死に至ることがあります。

- 身体を殴ったり蹴ったりする
- 投げ飛ばす、やけどをさせる、溺れさせる
- 異物を飲み込ませる
- 厳冬期などに戸外に閉め出す など

ネグレクト

子どもを放置したり、養育の放棄や拒否など、子どもの健康や安全を損なう行為。

- 子どもにミルクや食べ物を与えない
- ひどく不潔なままにする
- 重大な病気になっても医者へ連れて行かない
- 炎天下の車の中に放置する
- 登校を禁止する など

性的虐待

子ども自身も秘密にする傾向があり、最も発見が困難なタイプです。異性への極端な嫌悪感を生むなど、心身の発達に重大な傷を残すことがあります。

- 子どもへの性交や性的な行為の強要
- 性器や性交を見せる など

児童虐待の パターン

虐待が与える子どもへの影響

虐待は、成長段階にある子どもたちの身体、情緒、行動、性格形成など、非常に広い範囲に深刻な影響を与えます。

また、幼児期に受けた虐待であっても、思春期に入ってから影響を及ぼすことがあります。

身体発育への影響

身体的な虐待により、身体に障がいが残ることがあります。また、ネグレクトや心理的虐待による「愛情遮断症候群」のため、低身長・低体重が生じることも少なくありません。

知的・認知的発達への影響

知的な発達の遅れが見られることが少なくありません。特に乳幼児では言葉の獲得が遅れることがあります。子どもたちは、親に褒められることでますます頑張りますが、親から認められない子どもたちは学習意欲も上がらないため、発達上は問題がない子どもでも低学力に結び付きやすくなります。

行動・情緒・性格形成への影響(トラウマ反応)

虐待は、トラウマ(心的外傷)を生じさせる危険性が非常に高いと考えられます。虐待を受けて児童養護施設で生活している子どもは「不安症状」、「抑うつ症状」や「怒りの反応」が顕著であるとした調査結果もあります。

ご存じですか オレンジリボン運動

オレンジリボンには「児童虐待防止」の象徴として、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。





一人で抱え込まないで。地域のみんなで児童虐待を防ぐ。

土岐市の取り組み

市では、こんなネットワークを作って子どもを見守っています



ある精神科医は、子育てを「^{くるたの}苦楽しい」と言っています。ものすごく苦しい、けれども楽しいという意味です。

「子どもをたたいてしまった」「怒鳴ってしまった」「不安である」「イライラする」…

市では子どもと保護者を虐待の被害から守るためのネットワークを作り、総合相談から専門的な相談まで応じ支援をしています。

子育てのことでどうしたら良いのか分からない場合、一人で悩まずに、まずは相談してください。

一人で悩まずに相談してください

家庭児童相談室は、0～18歳未満の虐待などの養護相談をはじめ、心身障がい相談、非行・いじめ・不登校の相談などに応じています。昨年度市に寄せられた相談件数は、継続相談を含めると319件で、虐待相談は8件でした。悩みを打ち明けることは勇気がいりますが、相談内容は守られますので、1人で悩まないで、まず相談してください。

保護者の気持ちを理解する

私たちは虐待をした保護者を責めたり悪者扱いはしません。保護者の不安や焦り、無力感などをしっかり受け止めるようにしています。虐待を



土岐市家庭児童相談員
柳河瀬 久夫 さん

ネットワークを大切に、連携・協力して、児童虐待の問題を社会全体で解決していくことが大切です

してしまった保護者のほとんどは、自分がしたことを正しいとは思っていません。保護者自身が子ども時代に虐待を受けてきたり、社会から相手にされなかった人もいます。ある意味、社会から虐待されてきた被害者でもあるのです。

良い親になるのではなく、良い親子関係を保つことが大切

支援が必要な家庭には、具体的な解決方法を相談者と一緒に考えます。実家の援助、保育園の利用、精神科・心療内科の受診、親子だけで過ごす時間を減らす工夫、子育て支援機関、子ども相談センターや女性相談センターの利用、離婚・多重債務などは法律相談の利用など、あらゆる

手段を検討します。家庭内で起きている問題の多くは、保護者自身の子ども時代の家庭を再現していることが多いように感じます。良い親であるうと努力し、うまく行かないことにストレスが生じ、それに加えて生活上・経済上の困難が重なり、子育ての困難があります。良い親でなく良い親子関係を保つこと、親子が互いに尊重しあう関係を築くことが大切ではないでしょうか。

大切な子どもを守るためにネットワークが大切です

子どもは親や家庭の大切な存在であるとともに、社会の中の子ども、「土岐市の子ども」でもあるのです。

誰にも相談できず、1人で悩んでいた方が「私や私たちの家族をこんなにも多くの人たちが心配し親身になって支援してくれる」と感じながら、ネットワークにかかわる人たちや地域の皆さんとともに子育ての問題を解決していくことが大切だと思います。



東濃子ども
相談センター所長
松川 芳高 さん

児童虐待防止のために皆
さんの協力を



土岐市民生児童委員
主任児童委員
清野 昭子 さん

1人も見落とさないため
に地域で見守ることの大
切さを分かって欲しい

私たち子ども相談センター（児童相談所）は、東濃5市を受け持っていますが、年間におよそ100件の虐待相談が寄せられます。児童虐待が増加している背景には、経済不況・所得格差や核家族化の進展・孤立化する子育てなど、社会的な問題などが複雑に絡んでいると感じています。

子ども相談センターでは、虐待相談が寄せられると、まず子どもの安全確認と安全確保（必要ときには一時保護）を最優先して行います。

児童虐待にかかわって思うことは、親を助けないと子どもを救えないということですが、児童虐待など子育ての問題は、都市部の話ではなく私たちの街でも起こっていることです。地域の皆さんにお願いしたいことは、虐待の心配がある子どもを見つけたら通告・相談をして欲しいということです。事件が起きてからでは遅いのです。通告・相談は決して悪いことではありません。早めの手助けが、子どもや親を助けるのですから。

私は4人の子育てを経験していますが、初めは分からないことが多く、ストレスを感じることもありました。でも「完璧な母親はいない。子どもを一人の人間として見よう」と見方を変えてからは気持ちに余裕ができて、子育てが楽しくなりました。子育て中の親御さんには、子どもは自分と違う個性を持った一人の存在であること認め、それぞれの個性や長所を伸ばしていつて欲しいと思います。

皆さんもネットワークの一員です



子どもへの虐待を発見した場合や、「虐待ではないかな？」と気になる子どもがいる場合、ためらわずに通告・相談してください。

児童虐待の通告、子育ての不安や悩みの相談は…

児童相談所全国共通ダイヤルの運用を開始しました

0570-064-000

育児や子育てに悩んだとき、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に電話していただけるよう、全国共通の番号によって近くの児童相談所に電話につながる仕組みが始まりました。

土岐市児童課・家庭児童相談室

☎54-1111 (内線166)

または 東濃子ども相談センター

☎23-1111 (緊急、夜間、休日も受け付けます)

もしも、生命の危険が迫っている状況と判断した場合は…

多治見警察署

☎22-0110

詳しくは、児童課(内線161~165)へどうぞ。